

「第一種フロン類充填回収業者」の登録・更新申請について

1. 登録・更新申請方法

○ 「いばらき電子申請・届出サービス」による申請

→次項の申請書及び添付書類を作成し、届出ページにアップロードしてください。

「履歴事項全部証明書」のみ、原本を郵送してください。

手数料はクレジットカード、Pay-easy(ペイジー)での振込となります。

https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_initDisplay.action

○ 郵送による申請

→提出書類は電子による申請の必要書類のほか、「受取媒体申請書」が必要です。郵送(簡易書留郵便)もしくは持参にてご提出下さい。手数料は茨城県収入証紙での納入となります。

2. 提出書類

下記の申請書～添付書類5を全てご提出下さい。(個人で登録の場合は、添付書類2を除く。)様式については、電子による申請の場合は、申込画面からダウンロードしてご使用ください。郵送による申請の場合は、県HPに掲載しておりますので、印刷してご使用下さい。

県HP URL: <https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kantai/taiki/environment/furon.html>

新規登録と更新の必要書類は同じですが、手数料のみ異なりますのでご注意ください。

種類	内容
申請書	「様式第1(第8条関係)」 第一種フロン類充填回収業者登録(登録の更新)申請書 記入方法は別紙「記入例」を参照してください。書類を自書する場合は、消せるペンは使用しないでください。
誓約書	申請者等が法に定める欠格要件に該当しないことを証明する書面
添付書類1	受取媒体申請書(郵送による申請のみ添付をお願いします。) 通知書の受取り媒体を選択するチェック欄が記載されておりますので、ご希望の媒体にチェックをお願いいたします。電子交付(※1)を希望の場合は、メールアドレスの記入が必須です。
添付書類2	申請者を確認出来る書類(コピー不可)
	ア 個人の場合 書類不要。住民基本台帳ネットワークで申請者を確認。 イ 法人の場合 「履歴事項全部証明書」原本。発行後3ヶ月以内のもの
添付書類3	フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類(下記のいずれか該当するものを提出) 納品書、販売証明書、領収書の写し。もしくは回収装置の写真(回収装置の全体+本体の型式を写したものをそれぞれ1枚ずつ。 自ら所有しない場合は、借用契約書、共同使用規程書等の写し。

添付書類 4	フロン類回収設備の種類及び能力を示す書類 →回収装置の仕様書、カタログ、取扱説明書（回収能力を記載した部分）等の写し （フロン類充てん量が 50kg 以上の第一種特定製品からフロン類を回収する場合、回収能力は 200g/min が必要です。）		
添付書類 5	フロン類の充填及び回収に係る者の資格等に関する知見 （次のいずれかの資格に関する書面の写し）		
	資格等	回収	充填
	冷媒フロン類取扱技術者 （（一社）日本冷凍空調設備工業連合会、 （一財）日本冷媒・環境保全機構）	○	○
	冷媒回収技術者 （冷媒回収推進・技術センター（RRC）の認定）	○	
	高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）	○	○※2
	高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械以外）であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に 5 年以上従事したもの		○※2
	冷凍空気調和機器施工技能士	○	○※2
	高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者	○	○※2
	冷凍空調技士	○	○※2
	自動車電機装置整備士 （ただし、平成 20 年 3 月以降の国土交通省検 定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成 20 年 3 月以前に 当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収 に関する講習会を受講した者に限る。対象は、自動車に搭載された 第一種特定製品に限る。）	○	○※2
	日常の業務において、日常的に冷凍空調機器の 冷媒の充填 に 3 年以上携わってきた技術者であって、これまで高圧ガス保安法やフロン回収・破壊法を順守し、違反したことがない技術者		○※2

※1 電子交付の場合、通知書受領までの期間が短縮され、通知書の紛失や汚損の可能性も低減されますので、ぜひご活用ください。（通知はPDFデータにてメールによりお送りいたします。）

※2 上記の資格等のほか、「十分な知見を有する者」を担保する講習として、環境省及び経済産業省が適正性を確認した講習の修了証の添付も必要となります。適正性が確認された講習については、経済産業省 HP をご覧ください。

URL : https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/jyubun_chiken.html

3. 登録・更新申請手数料

注意 「茨城県手数料徴収条例」の改正に伴い、令和5年7月1日から、**交付物(県から発出される通知書)を電子で受けとる場合の手数料が新設**されました。**電子交付(メール送付)する場合のみ、手数料が100円減額**されます。申請内容により金額が異なりますのでご注意ください。

また、申請書を受理した後に申請者の都合により申請を取り下げる場合や、知事が登録を拒否した場合には、手数料の払い戻しはできませんのでご注意ください。

申請内容	電子交付(メール送付)	紙交付
新規登録	4,900円	5,000円
更新登録	3,900円	4,000円

○ 「**いばらき電子申請・届出サービス**」で申請の場合、「履歴事項全部証明書」を含むすべての必要書類を確認した後、県担当より手数料納付についてのメールをお送りいたします。**メール送付から1週間以内に、クレジットもしくはPay-easyにてお振込**下さい。期間内に支払が確認できない場合、再申請が必要になります。

○ **郵送および持参による申請の場合**は、**茨城県収入証紙**をご購入いただき、申請書表面右上の余白部分に張り付けて下さい。枚数が多くて貼り切れない場合には、裏面に張り付けて下さい。(注意: 収入印紙ではありません。)
販売場所は、県庁売店(※3)のほか、県HPの「茨城県収入証紙売りさばき所一覧表」でご確認下さい。

(※3) 県庁内売店は次の2店があり、郵送による証紙購入もできますので、各店あて直接お問い合わせください。

- ・生協売店 (電話) 029-301-6160
- ・高橋売店 (電話) 029-301-6180

4. 有効期限について

(1) 登録の有効期限は5年

有効期限内に更新を受けない場合は、登録の効力を失います。更新申請は、登録有効期限満了日の3ヶ月前から満了日の前日まで受け付けております。(郵送の場合、当日消印有効)

(2) 登録失効後の取扱い

有効期限満了後に申請された場合は、新規登録として取り扱うことになり、**手数料は新規登録料**となります。また、**登録番号が変わります**。

5. 注意事項

(1) 登録・更新通知書について

原則、登録(更新)通知書の再発行はできませんので、ご注意ください。

登録(更新)完了後、紙交付を希望した方には、郵送にて申請者住所あてお送りいたします。電子交付を希望した方には、通知書の受取方法を選択するための申請書に記入されたメールアドレスへ送信いたします。

(2) 標準処理期間について

- ①申請書を受理してから登録通知書を送付するまでの標準処理期間は **10日間**(土・日・祝日等除く)です。
- ②審査の過程で登録要件を満たさない事項がある場合、これについて補正を求めます。全ての登録要件が整うまでは審査終了となりません。また、このような場合、登録決定が延期されることがあります。

(3) 提出書類について

- ①**提出は1部**です。控えに受付印が必要な場合は、各自で副本をご用意の上、添付してください。なお、郵送による申請で控えが必要な場合は、送付するための切手を貼り付けた返送用封筒を同封してください。
- ②**申請(誓約)年月日(郵送の場合は発送日)**を忘れずにご記入ください。
誓約書は、法人の場合は、**法人名と代表者氏名の両方**を、個人の場合は、**屋号や事業所名ではなく個人名**を忘れずにご記入ください。
(申請書は住所・電話番号・FAX番号もご記入ください。)
- ③提出書類はできるだけ**両面印刷**してください。
- ④茨城県内で複数事業所を登録(更新)する場合、**必ず全ての事業所について1枚ずつ申請書を作成してください**。(登録手数料は1件分。また、申請書の2枚目以降は「事業所の名称及び所在地」以下について記入。)
- ⑤他都道府県への登録申請時に提出を求められた資料であっても、フロン排出抑制法・同法施行規則により第一種フロン類充填回収業者登録申請書への添付が義務付けられていないもので**本県で提出を求めている資料については、本県へ提出していただく必要はありません**。

(4) 登録後に提出する書類について(変更届・廃業届・充填回収量報告書)

- ①変更届及び廃業届については別紙の各届出の案内をご確認ください。
変更・廃業等から **30日以内に手続きが必要**です。
(令和5年7月1日から、変更届出に対する県の通知書は、知事印が省略となります。)
- ②「第一種フロン類充填回収量報告書」については、前年度の充填回収量を、**毎年度終了後45日以内(5月15日まで)**に、都道府県に報告する必要があります。(充填及び回収の実績がない場合も報告が必要です。)

注意 報告をしなかった場合、フロン排出抑制法第107条第2項の規定により、罰則

(20万円以下の罰金)が適用されることがあります。

県 HP 「第一種フロン類充填回収業者報告書の提出について」をご確認ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kantai/taiki/environment/furon-kaishuuryohokoku.html>

【提出先・問合せ先】

茨城県県民生活環境部 環境対策課 公害防止担当

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

TEL:029-301-2956 FAX:029-301-2997